

利根町告示第4号

令和元年第2回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月24日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和元年6月5日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和元年第2回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	6. 5	水	本 会 議	開会 提出議案説明	午前10時
2	6. 6	木	休 会	議案調査	
3	6. 7	金	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
4	6. 8	土	休 会	議案調査	
5	6. 9	日	休 会	議案調査	
6	6. 10	月	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
7	6. 11	火	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
8	6. 12	水	本 会 議	一般質問（2人）	午後1時
9	6. 13	木	休 会	議案調査	
10	6. 14	金	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

令和元年第2回
利根町議会定例会会議録 第1号

令和元年6月5日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	杉山英彦君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保 險 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		直江弘樹君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課	長	久保田政美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

3 番	片 山 啓 君
4 番	大 越 勇 一 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和元年6月5日（水曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第1号 平成30年度利根町一般会計継続費の繰越について
- 日程第4 報告第2号 平成30年度利根町一般会計繰越明許費について
- 日程第5 報告第3号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計繰越明許費について
- 日程第6 報告第4号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について
- 日程第7 議案第41号 利根町森林環境譲与税基金条例
- 日程第8 議案第42号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第43号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第44号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第45号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第46号 字の区域の変更について
- 日程第13 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第1号

- 日程第4 報告第2号
- 日程第5 報告第3号
- 日程第6 報告第4号
- 日程第7 議案第41号
- 日程第8 議案第42号
- 日程第9 議案第43号
- 日程第10 議案第44号
- 日程第11 議案第45号
- 日程第12 議案第46号
- 日程第13 休会の件

午前10時00分開会

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、令和元年第2回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（船川京子君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員より、平成31年2月分から平成31年4月分の現金出納検査の結果報告がありましたので、報告するとともに、それぞれの写しをお手元に配付しております。

以上報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

3番 片山 啓 議員

4番 大越 勇一 議員

を指名いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの通算13日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） ただいま異議がありました。
暫時休憩とします。

午前10時01分休憩

午前10時09分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

異議が出ましたので起立による採決になりますが、現在、議会運営委員会で決定した会期日程案しかありませんので、代替案を大越勇一議員より発議していただきます。

大越勇一議員，登壇願います。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 会期の短縮を發議いたします。

17日の議案日程を14日に繰り上げて、14日金曜日を最終日とする案を提案いたします。

○議長（船川京子君） ただいま大越勇一議員より代替案が提案されました。

これで、17日までと14日までの二つの案が出ましたので、お諮りいたします。

お手元に配付した議会運営委員会の案のとおり、17日までの会期に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立少数です。したがって、お手元に配付した会期日程案は否決され、本定例会の会期日程は、本日から6月14日までの通算10日間と決定されました。

会期日程を変更し、差しかえを行いますので、暫時休憩とします。

午前10時11分休憩

午前10時33分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会期の内訳は、お手元に配付のとおりです。

○議長（船川京子君） 審議に入るに当たり、町長に、行政報告及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第2回利根町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。

初めに、川崎市で起こった殺傷事件について触れさせていただきます。

去る5月28日に、小学校の児童を含む20名の方が被害に遭われ、お二人の尊い命が奪わ

れるという非常に痛ましい事件が発生いたしました。この場をおかりして、亡くなられた方々には、心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた多くの方々に、心よりお見舞いを申し上げます。また、一日も早く被害に遭われた方々が以前のような平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、心からお祈りを申し上げます。

さて、元号が平成から令和となり、新しい時代が始まって一月が経過いたしました。町といたしましては、町民みんなが協力し、調和し、美しく、心温まるようなよい町を目指しまして、今後も努力してまいる所存ですので、議員各位におかれましても、町政運営にご理解、ご協力のほどお願いを申し上げます。

ここで、昨今の景気に触れますと、5月の内閣府の判断では、景気は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復し、先行きは当面弱さが残るものの、雇用や所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されるとの見方が示されておりますが、通商問題の動向に一層注意するとともに、海外経済の不確実性や金融市場の変動の影響に留意する必要があるとの基調判断がされております。

それでは、これまでの主な事業の進捗状況や今後の予定等について申し上げたいと思います。

初めに、高齢者福祉関係では、新規事業である高齢者買い物支援事業、通称「ときめきおでかけ隊」についてです。事業については、既に「広報とね」5月号や回覧で周知しておりますが、この事業は、店舗内の移動が可能な65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、衣料品や日用雑貨などの買い物支援を社会福祉協議会に委託して実施するものでございます。初回の運行は6月27日となりますが、現在、申し込みに当たったの事前登録申請の受け付けを開始しているところでございます。

次に、農業振興関係でございます地域おこし協力隊事業につきましては、地産地消や販路拡大のため、生産者と一緒になって農業の活性化を図ることを目的に、地域おこし協力隊の委嘱をするために、5月7日から、町公式ホームページや都内にあります移住・交流推進機構などで、地域おこし協力隊の募集を始めました。

続いて、農村環境整備事業として、森林湖沼環境税を活用した身近なみどり整備推進事業により、荒廃した鎌倉街道の伐採や道路の整備を行います。

続きまして、道路の整備関係では、緊急車両の通行できない道路の拡幅事業である町道1234号線外、立木寺内地区につきましては、道路拡幅に向け、生け垣等の補償算定業務委託を実施し、地元の皆様のご協力を得ながら道路拡幅用地の取得交渉を開始いたします。

次に、町の幹線道路であります町道112号線の道路拡幅改良事業につきましては、未改良区間の文間小入り口から県道立崎羽根野線、大房十字路までの区間の用地測量と補償算定業務を予定しております。

また、立木地内においても、一部区間の道路拡幅改良工事を進めてまいります。

町内の地域間交流の促進を図るため、羽根野台、早尾台地区ともえぎ野台地区を結ぶ町

道103号線の延伸整備について、茨城県が町にかわって当該道路の事業を実施しており、今年度は用地測量に着手予定であると報告を受けております。

続いて、教育関係でございますが、茨城国体が10月5日に、利根町公民館前駐車場を特設会場として、利根ヘルスロードコースを一部使用し、開催いたします。現在、大会開催に向け、開催競技の円滑な運営をするため、県や関係団体等と連携を図りながら準備を進めているところであります。

また、参加募集については、7月2日から受け付けが開始され、募集内容については、「広報とね」6月号に掲載しております。皆様方のご参加、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さらに、英語教室事業では、これまで月1回行っていた教室を、小学校の全学年を対象に月2回へ変更し、楽しく英語に触れていただき、英語への興味や関心を高めていきたいと考えております。

最後に、総務行政一般について申し上げます。自治基本条例についてですが、この条例は住民自治の基本原則やまちづくりの基本理念を明らかにし、町民や町の責務など、基本的なルールを定めた条例であります。

町では、この条例の策定に向け、平成30年度に公募募集を含めた検討委員会を設置し、検討を進めており、今後も検討委員会を軸に、住民の方々の意見が反映された条例策定を目指してまいります。

以上、これまで主な取り組み状況などについて申し上げましたが、町が抱える課題はたくさんございます。一つ一つ課題解決に努めながら、魅力あるまちづくりに向け努力していきたいと考えておりますので、議員の皆様方には、今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして、本日提案いたしました議案の総括説明を行います。

今定例会におきましては、報告が4件、補正予算が2件、その他の条例改正など、合計10件のご審議をお願いするものであります。

報告第1号は、平成30年度利根町一般会計継続費の繰越について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、平成30年度利根町一般会計繰越明許費についてで、報告第3号は、平成30年度利根町国民健康保険特別会計繰越明許費について、報告第4号は、利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてで、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案第41号は、利根町森林環境譲与税基金条例で、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定され、森林環境譲与税の譲与を受けるに当たり、設置が必要な森林環境譲与税基金について、条例で制定したいので提案するものであります。

議案第42号は、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例で、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の改正により、投票管理者等の費用弁償額が改定されたことに伴い、町条例に規定する報酬額を改めたいので提案するものであります。

議案第43号は、利根町介護保険条例の一部を改正する条例で、介護保険法施行令の改正に低所得者の第1号介護保険料が軽減強化されたことに伴い、町の介護保険料の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第44号は、令和元年度利根町一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ596万9,000円を追加し、総額を55億2,248万円とするものであります。

議案第45号は、令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、歳入予算の組みかえのため、歳入歳出の総額に変更はございません。

議案第46号は、字の区域の変更についてで、土地改良法による土地改良事業の地区内に編入したいので提案するものであります。

以上、提出議案の概要について説明をいたしました。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船川京子君） 行政報告及び議案の総括説明が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第3、報告第1号 平成30年度利根町一般会計継続費の繰越についてから、日程第6、報告第4号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてまでの4件について報告を求めます。

まず、報告第1号及び報告第2号について、大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） 報告第1号 平成30年度利根町一般会計継続費の繰越についてを補足してご説明申し上げます。

これは、継続費としている4件の事業におきまして、事業費の一部について逡次繰り越ししましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、事業名が第5次総合振興計画策定事業は、平成30年度から平成32年度までの3カ年の継続事業でございます。総額1,171万8,000円のうち、平成30年度予算現額は598万9,000円で、支出済額は598万8,600円となり、残額が400円出ましたので、同額を逡次繰り越しいたしました。

次に、款2総務費、項2町税費、事業名が固定資産税賦課事務費は、平成30年度から平成32年度までの3カ年の継続事業でございます。総額1,574万2,000円のうち、平成30年度予算現額は173万9,000円で、支出済額は163万800円となり、残額が10万8,200円出ましたので、同額を逡次繰り越しいたしました。

次に、裏のページでございます。

款3民生費，項2児童福祉費，事業名が子ども・子育て支援事業は，平成30年度から平成31年度までの2カ年の継続事業でございます。総額408万2,000円のうち，平成30年度予算現額は177万円で，支出済額は176万9,040円となり，残額が960円出ましたので，同額を逓次繰り越しいたしました。

次に，款7土木費，項4都市計画費，事業名が都市計画事務は，平成30年度から平成32年度までの3カ年の継続事業でございます。総額966万7,000円のうち，平成30年度予算現額は467万1,200円で，支出済額は467万1,000円となり，残額が200円出ましたので，同額を逓次繰り越しいたしました。

以上でございます。

次に，報告第2号 平成30年度利根町一般会計繰越明許費についてを補足してご説明申し上げます。

これは，本年3月定例会の補正予算で繰越明許費の議決をいただきました4事業について繰越額が確定しましたので，地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

上から順にご説明申し上げます。

まず，款5農林水産業費，項1農業費，事業名が担い手確保・経営強化支援事業で，翌年度繰越額は276万4,000円でございます。これは，台風24号で被災した農業用ハウスを修繕するための施設の部材が特殊なため，納品がおくれたために年度内に事業が完了できなかったためでございます。

次に，款6商工費，項1商工費，事業名が町内共通商品券販路拡大事業で，翌年度繰越額は152万円でございます。これは，支給対象者の抽出作業を委託する業者との打ち合わせに時間を要し，年度内に完了できなかったためでございます。

次に，款7土木費，項2道路橋梁費，事業名が道路維持工事事業で，翌年度繰越額は4,264万円でございます。工事が3本ございまして，まず，町道1022号線外道路修繕工事で，茨城県南水道企業団の配水管布設がえ工事に不測の日数を要したため，町道214号線排水整備工事で，地権者からの要望により設計の再検討が必要となったため，町道104号線外舗装修繕工事で，稲敷土地改良事務所の排水樋管工事の工期が延長になったもので繰り越すものでございます。

次に，款，項は同じで，事業名が道路改良工事事業で，翌年度繰越額は2,112万8,000円でございます。業務委託が3本ございまして，町道112号線道路測量設計業務委託，町道1234号線外道路測量設計業務委託，町道1234号線外用地測量業務委託で，道路線形を決定するため，地権者との協議に日数を要したため，繰り越すものでございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に，報告第3号について，直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、報告第3号 利根町国民健康保険特別会計繰越明許費について、補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

款6 保険事業費、項2 特定健康診査等事業費、事業名が糖尿病性腎症重症化予防指導業務委託でございまして、金額が207万1,000円を繰り越すものでございます。これにつきましては、重症化予防の指導対象者の選定と、かかりつけの医師の同意交渉に時間を要したことにより、保健指導期間が年度内に完了できなかったためでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、報告第4号について、飯田都市整備課長。

〔都市整備課長飯田喜紀君登壇〕

○都市整備課長（飯田喜紀君） それでは、報告第4号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について、補足して説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告するものでございます。

款1 下水道費、項1 下水道費、事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で、123万9,000円を繰り越すものでございます。これは、県の浄化センター内の建設工事に伴う町の負担金でございまして、県の事業が年度内に完了することができなかったことに伴いまして繰り越しをするものでございます。

なお、繰越額の財源内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 以上で報告が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第7、議案第41号 利根町森林環境譲与税基金条例から、日程第12、議案第46号 字の区域の変更についてまでの6件を一括議題とします。

お諮りいたします。

議案第41号から議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定により、補足説明を省略し、お手元に配付した付託表のとおり、各委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） ただいま異議がありました。

暫時休憩とします。

午前10時57分休憩

午前11時14分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

異議があったことから、起立により採決いたします。

議案第41号から議案第46号を各委員会に付託することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立少数です。したがって、議案第41号から議案第46号を各委員会に付託することは否決されましたので、本会議で審議します。

それでは、補足説明を求めます。

まず、議案第41号について、大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） 議案第41号 利根町森林環境譲与税基金条例を捕捉してご説明申し上げます。

この条例は、国において森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことを受け、県に配分される譲与税の額を基金に受け入れ、森林の整備に関する施策等を実施する費用に充てるために設置したいので提案するものでございます。

第1条は、森林の整備に関する施策及び森林の整備を担うべき人材の確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進、その他の森林の整備に関する施策を円滑に行うために基金の設置を規定したものです。

第2条は、基金に積み立てる額は、譲与を受けた森林環境譲与税の額を積み立てることを定めたものです。

第3条は、基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること並びに必要に応じて有利な有価証券にかえることにより管理することを定めたものです。

第4条は、基金の運用から生じる収益を、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れることを定めております。

第5条は、繰りかえ運用の規定で、確実な繰り戻し方法、期間、利率を定めて、歳計現金に繰りかえて運用することができることを定めたものです。

第6条は、第1条に規定する施策のために必要な事業に充てるため、全部または一部を処分することを定めたものです。

第7条は、委任の規定で、基金の管理に関して必要な事項は、町長が別に定めることを規定したものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしたものです。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第42号について、飯塚総務課長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） それでは、議案第42号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申

し上げます。

提案理由でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、投票管理者等の費用弁償額が改定されたことに伴い、本条例に規定する報酬額を改めたいので提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

表でございますが、表の左に現行、右に改正案を記載しておりますので、改正部分について、比較してご説明いたします。

なお、改正後の金額につきましては、国の基準額と同額となっております。

1 ページ目の別表第1の一番上からになります。投票所の投票管理者は1万2,600円を1万2,800円に、次に、期日前投票所の投票管理者は1万1,100円を1万1,300円に、次に、開票管理者は1万600円を1万800円に、次に、選挙長は1万600円を1万800円に、同項のただし書きも同額です。次に、投票所の投票立会人は1万700円を1万900円に、同項のただし書きのものは5,350円を5,450円に、次に、期日前投票所の投票立会人は9,500円を9,600円に、同項のただし書きのものは4,750円を4,800円に、次に、開票立会人とその下の選挙立会人は、それぞれ8,800円を8,900円に改めるものです。

次のページになりますが、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 次に、議案第43号について、大塚福祉課長。

〔福祉課長大塚達治君登壇〕

○福祉課長（大塚達治君） それでは、議案第43号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正は、提案理由にもございますように、介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料の規定を改めたいので提案するものでございます。

初めに、このたびの条例改正に当たりまして、その経緯などにつきまして申し上げますと、地域における医療介護サービスを一体的に提供するための法律、通称、医療介護総合確保推進法と呼ばれる法律が平成26年6月に施行され、この法律に基づきまして、介護保険法の一部が改正されております。この改正によりまして、消費税による公費を投入して、低所得者の第1号被保険者に係る保険料の軽減強化を行う仕組みが創設されました。そこで、平成27年4月からことし3月までですが、低所得者に対する保険料率の一部軽減が行われてきているところでございます。

そこで、この4月1日ですが、介護保険法の施行令が改正施行され、消費税率10%への引き上げに合わせて、低所得者に対する保険料のさらなる軽減強化が図られることになりました。

こうしたことで改正を行うものでございますが、保険料額の設定につきましては、政令

で、介護保険料の賦課は年度単位であること、また、今回の保険料率の軽減は、令和元年10月以降の消費税率の引き上げによる財源手当、財源の手当という点を反映しまして、形式的に、来年度、令和2年度以降の軽減強化の完全実施時における軽減幅の半分の数字に設定、具体的に申し上げますと、月額ではなく、年額保険料ということで、本年10月以降、来年3月分までの半分为1年間にならし、年額で設定するとされましたことから、これらを踏まえまして、低所得者の保険料の軽減規定を改めるものでございます。

それでは、お手元の参考資料、新旧対照表によりご説明いたします。

第2条の内容でございますが、こちらにつきましては、介護保険法施行令第38条第1項の各号に定められました所得分に応じた当町の保険料が、それぞれ規定されております。第1項の改正につきましては、本年5月1日の改元に伴い、現在の介護保険料の適用期間である平成30年から平成32年までの期間について、本文中、平成32年度とある表記を令和2年度に改めるものでございます。

次に、第2項の改正でございます。こちらにつきましては、平成30年度から平成32年度までの間の各年度における保険料の軽減規定でございます。第2条第1項第1号の方、具体的には、生活保護を受給されている方や高齢福祉年金の受給者で、世帯全員が町民税非課税の方あるいは世帯全員が町民税非課税で、ご本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方となりますが、こうした人の保険料は平成30年度から平成32年度までの間は、年額2万9,700円が年額2万5,100円に軽減されておりました。

このたびの法改正で低所得者の範囲も拡大されておりますが、保険料率の算定基準によりまして、令和元年度の保険料は、新旧対照表の裏面のほうをお願いしたいんですが、第2条第1項1号の方につきましては、既に軽減済みの保険料、年額2万5,100円を、さらに4,200円引き下げまして、年額2万900円とするものでございます。

次に、第1項第2号の方、こちらは低所得者の範囲拡大分となりまして、世帯全員が町民税非課税で、ご本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万を超え120万円以下の方が該当となるんですが、そうした方の現行額4万1,800円から7,000円を引き下げまして、保険料年額を3万4,800円とするものでございます。

また、第1項第3号の方、こちらにつきましては、世帯全員が町民税非課税で、ご本人の年額の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万を超える方となりますが、現行額4万1,800円から1,400円引き下げまして、年額4万400円とするものでございます。

最後に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 暫時休憩を求めます。

○議長（船川京子君） 井原議員に申し上げます。暫時休憩は、どのような理由でしょう

か。

○8番（井原正光君） 理由をここで申し上げなきゃだめですか。

○議長（船川京子君） 伺いたいと思います。

○8番（井原正光君） わかりました。今、議会運営委員会で決まった事柄、要するに、議案を常任委員会に委託すること、あるいは、また会期日程の件等、ことごとく否決されました。よって、議会運営委員会の存在そのものがなくなりましたので、暫時休憩中に、私、議会運営委員長を責任をとって辞任したいと思います。この場でも結構です。よろしくをお願いします。

○議長（船川京子君） それでは、暫時休憩といたします。

午前11時28分休憩

午前11時32分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議員の方は全員、全協室にお集まりください。

暫時休憩とします。

午前11時32分休憩

午後 零時04分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第44号について、大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） 議案第44号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入でございますが、款2地方譲与税、目1森林環境譲与税は、62万8,000円の増額でございます。これは、平成31年度から新たに市町村に譲与となるもので、私有林人工林面積、林業就業者数、人口で案分され、譲与となるものでございます。

款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金は、86万円の増額でございます。これは、消費税引き上げに伴う交付金で、プレミアムつき消費税発行事務補助金の増額によるものでございます。

次に、目2民生費国庫補助金は、25万3,000円の増額でございます。これは、地域生活支援事業補助金で、障害者の訪問入浴サービス利用事業委託費の増によるもので、利用者の増に伴うものでございます。補助率は4分の2でございます。

款15県支出金、目2民生費県補助金は、12万6,000円の増額でございます。これは、地域生活支援事業補助金で、民生費国庫補助金と同様に訪問入浴サービス利用事業委託費の増

によるものでございます。こちらは、補助率は4分の1でございます。

款16財産収入、目2利子及び配当金は、1,000円の増額でございます。これは、財政調整基金利子の確定によるものでございます。

次に、項2財産売り払い収入、目1不動産売り払い収入は、618万円の増額でございます。これは、土地売り払い収入で、防災ステーション整備に伴う代替用地払い下げによるものでございます。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金は、207万6,000円の減額でございます。これは、今回の補正予算の財源調整による余剰分を基金に繰り戻すものでございます。

8ページをお開き願います。

款20諸収入、目3雑入は、3,000円の減額でございます。これは、雇用保険料個人負担金立てかえ分で、プレミアムつき商品券発行に係る臨時職員の雇用の必要がなくなったためでございます。

次に、歳出でございますが、9ページをお開きください。

款3民生費、目1社会福祉費は、50万7,000円を増額するもので、地域生活支援事業で障害者の訪問入浴サービスの利用者1名増に伴い、委託料を増額するものでございます。

款4衛生費、目2予防費は、5万7,000円を増額するもので、予防接種事業で風疹抗体検査、予防接種に係る国保連合会への審査支払い手数料の額の確定によるものでございます。

次に、目4環境衛生費は、101万5,000円を増額するもので、高度処理型浄化槽設置整備事業で、龍ヶ崎地域循環型社会形成推進地域計画事業の最終年度に伴う超過交付額を国に返還するものでございます。

款5農林水産業費、目6農村環境整備事業費は、22万6,000円を増額するもので、農林業近代化施設管理事業で、農林業近代化施設の屋根部が老朽化のため一部が破損し、近隣の私有地に飛来するおそれがあるため、修繕費を増額するものでございます。

10ページをお開き願います。

款6商工費、目2商工振興費は、85万7,000円を増額するもので、町内共通商品券販路拡大事業、消費税引き上げ対策で、内訳といたしまして、臨時職員の雇用の必要がなくなったため、共済費は1万円の減額、賃金は、臨時雇い人料で105万3,000円の減額、臨時雇い人通勤費は2万1,000円の減額、委託料は、対象者の抽出等に係るプレミアムつき商品券発行事務業務委託は207万3,000円の増額、プレミアムつき商品券販路事務業務委託は、補助金への組みかえのため424万1,000円の減額、使用料及び賃借料は、プレミアムつき商品券発行事務に伴うパソコンのリースの必要がなくなったため、13万2,000円の減額、負・補・交は、販売事務事業委託により組みかえのため、424万1,000円の増でございます。

11ページをお開き願います。

款9教育費、目2事務局費は、19万5,000円を増額でございます。これは、本年4月に外国人児童の就学があり、日本語指導支援員が必要となったための計上でございます。

次に、目4教育研究指導費は、248万1,000円の増額でございます。これは、いじめ防止対策推進事業で、4月開催のいじめ問題調査委員会で関係者の聞き取り調査を実施するよう決定したため、報酬は168万円の増額、旅費は、調査委員、参考人の費用弁償として20万8,000円の増額、事務局の普通旅費として2万8,000円の増額、役務費は、参考人の共済保険料として3,000円の増額、委託料は、会議録音声ファイル反訳業務委託として56万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

款11諸支出金、1、財政調整基金費は、歳入でご説明いたしました利子の確定により積み立てるものでございます。

次に、目16森林環境譲与税基金費は、こちらも歳入でご説明いたしました森林環境譲与税を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第45号について、大塚福祉課長。

〔福祉課長大塚達治君登壇〕

○福祉課長（大塚達治君） それでは、議案第45号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明いたします。

今回の補正内容でございますが、先ほど議案第43号でご説明申し上げました利根町介護保険条例の一部改正案に関連するものでございまして、本年10月からの消費税率10%への引き上げに伴う低所得者の第1号被保険者に係る保険料軽減分につきまして、歳入予算の組みかえを行うものでございます。

それでは、議案書の最後のページ、4ページをお願いいたします。

款1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1特別徴収現年度分でございますが、634万5,000円を減額するものでございます。特別徴収現年度分の内訳につきまして段階別に申し上げますと、一番低い所得階層の第1段階では779件を見込んでおりまして、327万2,000円の減収を見込んでございます。また、次に低い所得階層の第2段階では377件、額にしまして263万9,000円の減収を、次に低い所得階層の第3段階では310件、43万4,000円の減収を見込んでございます。

次に、節2普通徴収現年度分でございますが、41万5,000円を減額するものでございます。こちらは第1段階から第3段階までの合計件数とありますが、152件を見込んでおります。金額にして、先ほど申し上げました41万5,000円の減収となります。

続きまして、款6繰入金、項2基金繰入金で、676万円の増額となります。こちらにつきましては、ただいまご説明しました低所得者の第1号被保険者に係る介護保険料の減収分、合計で676万円を介護給付費準備基金から繰り入れするものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額には変更はございません。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第46号について、近藤経済課長兼農業委員会事務局長。

〔経済課長兼農業委員会事務局長近藤一夫君登壇〕

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、議案第46号 字の区域の変更につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の字の区域の変更は、提案理由にありますとおり、土地改良事業の地区内への編入についてでございます。現在、経営体育成基盤整備事業利根西部地区の調査を進める中で、利根町大字中田切地内に1筆だけ、利根町大字行徳字シンナシ56番の1が残っております。国への採択申請を行った際、地区の申請にこの大字行徳が入っておりません。今後、事業を進めていく中、基盤整備の区域内に認められないので大字の変更が必要になることから、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、場所につきましては、参考資料をごらんいただきたいと思います。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第41号から議案第46号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月14日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第13、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

あす6月6日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回、6月7日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後零時18分散会